

(3) その他の政治団体

区 分	年	提出義務 団体数	H26-H25	提出団体数	提出率	H26-H25
		(A)		(B)	(B) / (A)	
国会議員関係団体	26年	23	4	23	100.0%	0.0
	25年	27	-	27	100.0%	-
衆議院議員関係団体	26年	9	3	9	100.0%	0.0
	25年	12	-	12	100.0%	-
参議院議員関係団体	26年	14	1	14	100.0%	0.0
	25年	15	-	15	100.0%	-
知事関係団体	26年	4	4	4	100.0%	0.0
	25年	8	-	8	100.0%	-
県議会議員関係団体	26年	49	8	49	100.0%	0.0
	25年	57	-	57	100.0%	-
その他の団体	26年	500	16	479	95.8%	0.6
	25年	484	-	461	95.2%	-
その他の政治団体 合 計	26年	576	0	555	96.4%	0.4
	25年	576	-	553	96.0%	-

(注) 上記提出義務団体数からは、原則として平成26年以前に政治資金規正法第17条第2項が適用された政治団体は除いている。

(注) 「その他の団体」とは、政党支部以外の政治団体のうち、現職の衆議院議員、参議院議員、知事及び県議会議員関係団体を除いた政治団体であり、市町村長及び市町村議関係団体等が含まれる。